

職員の処遇加算に基づく見える化要件

特定処遇改善加算の取得要件に基づく職員の特定処遇の見える化は、施設内で公開するとともに、ホームページや介護サービス情報公開システムにより公表するものとし、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容は次のとおりです。

| 分 類 | 内 容 | 実施事項 |
|-------------------------------|---|---|
| 資質の向上 | 働きながら介護福祉士ほかの社会福祉関連の専門性の高い資格取得や介護技術の習得を目指す者への研修休暇や受講費用の助成を始め、キャリアやスキルの向上を図る研修の受講等を支援する。 | 職員個々の研修計画に基づき、研修休暇及び受講料支援を実施している。 |
| 労働環境・ 処遇の改善 | 子育てとの両立を目指す者のための育児休業や介護のための休業・休暇等の取得しやすい職場の環境整備を促進する。 | 育児・介護休業の規程を定め、休業・休暇の取得を奨励し、取得手続の簡素化を図っている。 |
| 働きやすい 職場・健康 管理・業務 改善 | 働きやすい職場づくりに努め、職員の健康管理を促進し、ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化を図る。 | 静岡県働きやすい介護事業所の認証、産業医による健康相談の実施、職員の委員会活動を推進し創意工夫の業務改善を進めている。 |